

わたしの 成功体験記

北の大地の開業記



司法書士（旭川会） 木村幸一

1 はじめに

幼少時代から住み慣れた京都を離れて、北の大地の町（北海道雨竜町）に事務所を移転してから、早くも1年半が経過しようとしている。事務所移転の話をいただいてから、今日まで様々な問題におち当たり、そのたびに諸先輩や仲間たちに助けられ、現在に至っている。今回は、北海道行きの決断から現在の状況までを振り返りたい。拙稿を拝読下さった一人でも多くの同職に司法過疎地と言われる地域での開業を志していただけたら、これ以上の喜びはない。

2 きっかけ

平成11年の司法書士試験合格後、1年の事務所勤務を経て、平成13年に京都市内で自らの事務所を開業した。都会の大事務所のように大量案件に埋もれるわけでもなく、少しずつ案件をこなすうちに、年を経るごとに徐々にではあるが仕事も増え始め、会務にも忙殺されるようになった。その後、京都府下の案件も受任するようになり、また京都府北部の相談会にも参加するようになった。その中で法律家が飽和状態となっている都市部とはまた違った状況を目の当たりにすることにより、私の中で地方部での事務所開業という選択肢が芽生え始めた。

漠然と京都を離れるというイメージを持ちながらも、全く具体化しないまま迎えた平成16年、年初に参加したある研修会後の懇親会の席での、札幌の先生のお誘いに私の中で何か感じるものがあった。その場ではお返事を保留した

ものの、帰りの電車の中では既に行くことを決めていたのを今でも覚えている。

3 先輩からのアドバイス

仕事の引継ぎや後処理の関係で、事務所移転は翌年平成17年春と定め、まずは開業予定地探しということで、道北エリアを中心に車を走らせた。北海道の場合、公共交通機関としての鉄道やバス路線は、都市部と都市間輸送を除いては必ずしも充実しているとは言うことができない。完全な車社会であり、開業予定地の選定に当たってはその市町村のみならず、近郊の人口などの状況や交通アクセス（道路のアクセス）も考慮に入れなければならなかった。最終的に雨竜町での開業が確定するまでに走行した距離は5,000キロ以上になる。

開業に当たっては、本州から移住して同じ北海道で開業した先輩の実践的なアドバイスを受け、まず町の「空気」に触れることから始めた。私のように、全く縁のない土地に事務所を移転するというケースは、まだまだ少なく、試行錯誤の要素がなくもなかった。しかし、机の上でのデータと実際に感じた雰囲気とのギャップを感じることも頻繁で、時間は掛かったが非常に有意義であった。限られた時間の中で、地理的条件・住環境（後述）などから最終的に今の町に決まった。

事務所の建物探しが一番苦労した点であり、なかなか手頃な空き家がなく、町役場や農協に当たったが全く駄目で、商工会の紹介でその年の春に廃業した電器店の自宅兼店舗の店舗部分

を借り受けることで落ち着いた。住居も同様であり、売り物件はあるが貸し物件はないという状態で、公営住宅については募集時期をはずしており、やむを得ずしばらく隣の滝川市から通勤することになった。

京都の事務所の案件引継ぎについては、主に長期化が予想される案件の受託を制限していき、移転後に繰越になる案件については、依頼者の意向によって、書類作成の後同期の司法書士に復代理で委任するなどして対処した。また、関西方面には帰省などで何度か出張することも想定されたので、一部の案件は北海道に持っていくことにした。最後の1か月は事務所内外でいろいろと忙しかったが、何とか予定通り事務所の移転を完了させることができた。

4 北海道雨竜町

北海道雨竜郡雨竜町。人口約3,200人。札幌市から北へ約80キロ、旭川市から西へ約40キロ（以上、直線距離）離れた農村地帯。地理的に札幌法務局と旭川地方法務局の管轄の境に当たり、石狩川を挟んで東隣に滝川市（管轄法務局の所在地）が控える。半径60キロ圏内に、旭川市や留萌市などの地裁本庁・支部所在地が4か所あり、国道や高速道路を利用すれば時間・距離的にも冬場の気候さえクリアできれば1時間圏内である。住環境としても、小さいながらもスーパーマーケットが2軒あり、最低限のものをそろえることができる。足りないものは車で30分ほどの大型スーパーを利用する。

高原湿原で名高い雨竜沼湿原を筆頭に豊かな自然に囲まれた町、先頃財政再建団体の指定を受けた夕張市などの旧炭坑地帯を数多く擁する空知支庁管内の小さな町で、どのような仕事が来るのか…。そのような疑問を一瞬とはいえ有したのは事実である。実際、京都では様々な角度からの反対意見を受け、一時は移転そのものに相当悩みを持ったこともあった。しかし、や

らずに後悔するのは自分の性格上どうしても納得することができず、また反対意見と同程度の（いや、それ以上の）応援もいただいて、進めていった。

さて、平成17年4月に実際に開業するに当たり、まずしなければならなかったのは、事務所の広報、ひいては司法書士制度の宣伝であった。雨竜町近辺を見回すと、滝川市には数名の司法書士が開業しており、管轄簡裁の所在地である深川市も同様であった。しかし、両市とも中心部まで雨竜町からは車で20～30分を要することもあり、公共交通機関が路線バスのみという土地柄、どうしてもアクセスが良いとは言えない状況にあった。また、司法書士という専門家が登記以外の業務も扱っているということは全くといっていいほど知られておらず、私が来るまでは金融機関経由の登記案件は別として、遠く札幌・旭川まで相談に行っていたそうである。

開業の前日に、司法書士の業務内容と事務所開設のご挨拶を印刷したチラシを町内限定で新聞に折り込み、その後近隣の市町村にも同様に行ったところ、少なからぬ反響があり、仕事の依頼があったのはもちろんのこと、地域の方に少しでも興味を持ってもらえたものと自負している。

5 業務内容と「営業活動」

事務所移転後、地方への事務所移転に少しでも興味のある同職に尋ねられるのが、仕事の量と内容である。

私の事務所の方針として、金融機関や不動産業者への積極的な営業活動は行っておらず、したがってその方面からの案件は割合としては低い。営業活動そのものを否定する趣旨ではないが、京都時代の経験から時間の空費に近いものを感じていたこと、特に口コミが物を言う田舎での特質を考えると、確実な事務処理で噂に乗

せた方がはるかに効果的と判断したからであり、実際そのようになっていると思われる。したがって、地元にある金融機関にも、開業準備時にいろいろとお世話になったお礼と挨拶を兼ねて、開業時にご挨拶にお邪魔したほか、用事があるとき以外は全く顔を出さない。

その代わりに、地元の行事への積極的な参加は心掛けている。私は現在、町立中学校の評議員を委嘱されている関係で、特に学校関係の行事に出席する機会を多く得ており、その中で金融トラブルや悪質商法の話を頼まれることもある。町内の祭りなどの席でも、地元の方に多重債務問題などの質問を受け、ミニ消費者講座をすることも実際にあった。また、地方紙や地元プレス紙などのマスコミも活用し、事務所そのものや事務所で開催の無料相談会などの取材を受けている。また、町役場や北海道の開発公社からの直接依頼の案件もあり、開拓当初の農場主名義の担保抹消など、少々複雑になる案件については、連携して申請準備や段取りを行っている。

仕事については、現在は日々多忙であり、当初言われた「(登記案件のような)仕事はない」や「旭川(などの都市部)でやらなければ意味がない(=採算が取れない)」といった不安(余計なお節介)を吹き飛ばす状況にある。内容としては、やはり裁判事務が多く、多重債務については雨竜町のみならず、遠く旭川市内や札幌の手前の町からの案件も受任している。

また、労働金庫や銀行などの金融機関からの誘導も散発的に見られる。一般裁判事件についても相当件数受けており、また相続(登記)案件に絡めた財産管理人選任事件(あるいは管理人業務そのもの)やその他家事事件の書類作成、さらには成年後見事件も最近増えている。近隣ではこれらの案件を手がける同職や弁護士が少ないため、ほとんどフォローされていないことが如実に現れている。

さらに、登記事件についても京都時代と比べると倍以上のペースで依頼があり、その半数以上が相続登記の案件であり、それも単純な相続登記のみではなく、先述のとおり財産管理人選任や遺産分割調停も絡むような案件も少なくない。売買などの決済取引においても不動産業者を通さない個人間売買が多いため、売買手続の相談や契約書作成から関与することが多い。その他、近隣トラブルや水利問題などの農村独特の問題、遺言の書き方まで、様々な相談が寄せられている。

6 ある老婦人の話

これは、事務所の大家さんの知人の、ある女性の話である。同じ町内にお住まいのその女性がこの春先のある日、相談事を抱えてフラッと事務所に入って来られた。その日は、法律相談というよりは悩み事相談の様相で、一通り悩みを話して、吹っ切れた様子で帰られた。

その女性の記憶も薄れかかった最近、札幌の簡易裁判所から届いた訴状を握り締めてその女性が事務所に駆け込んで来られた。全く覚えのない請求を受けてあわてていたところ、その郵便を配達した局員に私を紹介されたということで、相当混乱されている様子であった。訴状を読み、話を聞くと、行方をくらませた息子に名義を冒用されて保証人にさせられたということであった。「弁護士に頼むお金はないし、かと言って名前とハンコを勝手に使われたような請求は納得いかない。札幌まで行くのも大変だから」ということで、私が代理人として動くことになった。訴状には第一級の証拠となる金銭消費貸借契約書も提出されていない状況であり、詳細に事情を聞いた後、答弁書を提出したところ、数日後に訴訟の取下げがなされた。ただ、本件については、訴訟を「撃退」したのみでは何ら解決にはならないため、相手方に取下げに至った事情を確認し、債務不存在確認書を徴求

した上で、取下げに同意した。依頼者は最初にご来所の時の表情とは打って変わって、安心して帰られた。

地方での司法アクセスポイントの必要性を痛感した事件である。もし、このまま相談に来なかったら、郵便局員に私のことを聞かなかったら、さらには反論をするという術すら思いつかなかったら、と考えると今でも背筋の寒い思いがする。

他にも障害者によるクレジット契約の取立訴訟の被告（の親族）の依頼（これは後見申立てに併せて、審判前の保全処分として財産管理者に私が選任されることにより、その立場で答弁することにより何とか解決することができた）や消費者金融などの取立訴訟への対処など、簡易裁判所訴訟代理事件は枚挙の暇がない。これらの事件は、私が来るまではどのような対処がなされていたのだろうか？ 実に気になる話ではある。

7 今 後

現在債務整理だけで、受任案件が40件近く、毎月4～5件新規で受任しており、また成年後見業務についても雨竜近隣のみならず旭川市内の案件もリーガルサポートから紹介を受けており、今後もしばらくはこの傾向は止むことはなさそうである。

最近では電話リースなどの悪質商法についての相談も増加傾向にあり、地域的にこれらの案件の需給バランスは取れておらず、これらの問題に悩んでいる方々はまだまだ多いと思われる。現在、近隣の司法書士有志により、問題解決に向けた独自の団体構想を検討中である。

また、先ほど述べた事務所の無料相談会も商工会主催で定期的に行っている。相談者の中には、相談料や費用に対する不安を抱く方が少なからずおられるため、相談の入り口の段階で諦めることになり、結果的に司法アクセスが阻害

される結果となっている場面があると考えたためである。昨年の9月から月1回のペースで行い、昨年10月には相談会前に多重債務問題や悪質商法対策を題材にした消費者講座を札幌・旭川両青年司法書士会の主催で行い、好評を得ている。今後は、司法書士会の管轄を越えて、近隣他地域での相談会や消費者講座も計画している。

8 最後

先ほども述べたが、同業者の中では、「いわゆる郡部での開業は採算が合わない」や「都市部での開業が最善の選択肢」といったとんでもない認識が未だに蔓延していると思われる。このことは、京都時代から一貫して感じていることであり、市民の中の法律家を自認している司法書士の現状としては非常に嘆かわしい状況であると言わざるを得ない。

いわゆる田舎と言われる地域にも、当然のことながら住民が居るのであり、そこには需要が必ず存在する。それに応えることこそが、専門職として独占的な権限を与えられた司法書士としての責務であり、使命であると考えます。経営面についても、研鑽する向上心と地元に溶け込む努力(?)さえ持ち合わせれば、必ず成功するものと思われる。冒頭にも記述したとおり、一人でも司法過疎地での開業を志す有能な同職が現れることを祈念しつつ、拙稿を終えることとする。

(きむら こういち)